

# 要 望 書

平成30年7月豪雨に伴う災害に関する要望

平成30年10月

岡 山 県

平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、61名の尊い人命が失われるとともに、住家の全半壊が7,800棟、床上浸水が2,900棟を超えるなど、これまでにほとんど経験したことのない規模の被害が発生しました。

国においては、発災直後から人命救助活動をはじめ、被災者支援、河川の応急復旧など、様々な形で多大な御支援をいただき御礼申し上げます。また、財政面においても、予備費を活用し、河川の浚渫及び樹木の撤去等について御支援いただくとともに、真備緊急治水対策として末政川外2河川について早期に河川激甚災害対策特別緊急事業を採択していただき、重ねて御礼申し上げます。

県においても、この大きな困難を必ずや乗り越え、より災害に強く、元気な岡山を何としても実現するという強い決意の下、長年の行革努力等により捻出した財政調整基金の約7割（約85億円）を取り崩しの上、総額780億円規模の補正予算を編成し、応急仮設住宅の提供や公共土木施設の復旧、グループ補助金等の展開など、県内市町村と連携しながら、被災された県民の皆様の生活や経済活動の一日も早い回復に向けて、全力で取り組んでおります。

本格的な復旧・復興を成し遂げていくためには、多くの時間と費用が必要となることが見込まれ、国の支援が不可欠です。補正予算の早期成立に加え、来年度以降も含め、中長期にわたり継続的に安心して復旧・復興事業に取り組むことができる人的・財政的支援が必要です。

貴省におかれましては、次の事項について、御支援を賜りますようお願いいたします。

平成30年10月

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 1 公共土木施設の復旧に向けた支援について

(1) 住民生活の安全・安心の確保を図るため、災害復旧予算の確保など、早期復旧に係る積極的な財政支援を行うこと。

また、すでに実施している倒木や漂流物の撤去等の対応をはじめ、公共土木施設の修繕等についても格段の財政措置を行うこと。

## 2 治水・土砂災害対策の重点的な推進について

(1) 治水対策

① 高梁川水系小田川等の緊急的な治水対策「真備緊急治水対策」として、平成35年度完了を目標に整備を進めるとされた小田川合流点付替え事業や、国管理区間である小田川の本復旧の早期完了に向けて強力で推進するとともに、県管理区間である末政川、高馬川、真谷川の改良復旧について、十分な予算を確保すること。

② 旭川水系砂川をはじめ、高梁川、旭川、小田川の県管理区間において、再度災害の防止を図るため、改良復旧等を検討しているところであり、必要な支援を行うこと。

③ 河川の流下能力を確保するために重要な浚渫や樹木伐採等を継続的に実施できるよう、格段の財政措置を行うこと。

④ 今回の豪雨災害と同様の甚大な浸水被害等から住民の生命・財産を守るため、治水対策を一層推進する必要があることから、通常の水予算の増額に加え、地方負担が軽減されるよう、格段の財政措置を行うこと。

(2) 土砂災害対策

① 住民の警戒・避難を促進する土砂災害特別警戒区域等の指定に必要な基礎調査については、地方負担を軽減するため、格段の財政措置を行うこと。

② 施設整備率が低く、要対策箇所も多数残っており、また、今回の豪雨災害では広範囲で土砂災害が発生していることから、重点的に土砂災害対策を推進する必要があるため、十分な予算を確保すること。

## 3 人的・物的ネットワークの確保等について

(1) 今回の豪雨により幹線道路が途絶し、孤立状態となった新見市では、深刻な物資不足が発生した。大規模災害時の安定的な物資の供給を確保するよう、リダンダンシーに課題を有する岡山自動車道の全線4車線化を早期に実現すること。

(2) 豪雨や地震による甚大な災害が各地で相次いでおり、住民生活の確保や物資輸送、移動手段の確保に向けた取り組みの重要性が高まっていることから、道路の防災・減災対策について、必要な支援を行うこと。

- (3) 大規模災害時には、同時期に複数の被災都道府県が、全国の有料道路管理者に対して、災害時派遣等従事車両の高速道路等の無料化措置手続きを行っているため、国において、一括して手続きを代行するなど、手続きの簡素化を図ること。
- (4) 鉄道路線については、通勤・通学などの沿線住民の生活維持や企業の生産活動をはじめとした地域経済に不可欠であり、必要な復旧事業を鉄道災害復旧事業費補助金の対象とした上で、補助率の引き上げや地方自治体の負担に対する財政措置など、あらゆる支援をすること。
- (5) また、公共交通機関の正常な運行が回復するまでの期間において、必要な生活交通を円滑に確保できるよう、地方自治体及び交通事業者が実施した緊急措置的な代替交通の確保について必要な支援をすること。

#### 4 観光復興に向けた更なる支援について

- (1) 観光産業に対する風評被害を払拭するとともに、インバウンドを含めた観光需要を回復させるため、首都圏等での情報発信の強化やせとうちDMOと連携したプロモーション等を実施していくこととしており、その実現に向けた経費支援を行うこと。
- (2) ふっこう周遊割から更に予算規模を拡大し、期間も来春の行楽シーズン及びゴールデンウィークまでの間を対象とした第2弾の支援制度を創設し、切れ目のない復興支援を講じること。  
その際には、対象となる府県が宿泊の要件を柔軟に設定できるようにするなど、より活用されやすい制度設計とその運用について、十分な配慮をすること。